

令和8年6月2日

小学部・中学部・高等部
保護者等様

京都府立聾学校
校長 笹山 健次

警報発表時の措置について

暴風警報（暴風雪警報を含む。以下同じ）又は**いずれかの危険警報**が発表されている場合の措置については、下記のとおりとします。なお、暴風警報又はいずれかの危険警報以外の警報についても、通学に支障がある場合は、自宅待機のうえ学校に連絡をしてください。

特別警報については暴風警報、いずれかの危険警報と同じ扱いとします。

ただし特別警報解除後、いずれかの危険警報又は警報に切り替わった場合でも安全のため臨時休校とします。

記

1 京都市に**暴風警報**又は**いずれかの危険警報**発表時の措置について

テレビ・ラジオ等のニュース・天気予報	措 置
①午前7時現在 暴風警報 発表中の場合 いずれかの危険警報 が発表中の場合 ※京都市又は自宅の地域	自宅待機とする。
②午前9時現在 暴風警報 発表中の場合 いずれかの危険警報 が発表中の場合 ※京都市又は自宅の地域	臨時休校とする。
③午前7時01分～午前8時59分の間に 暴風警報 が解除された場合 すべての危険警報 が解除された場合 ※京都市又は自宅の地域	午後の授業から開始する。 ※給食は実施する。 ※スクールバス利用者は、他の交通機関等を利用して登校すること。 ※下校時はスクールバスを利用できる。

2 京都市以外からの通学生について

- (1) 自宅の区域及び京都市の**暴風警報**又は**すべての危険警報**が解除された後、登校する。
- (2) 授業に間に合わない時間に解除された場合は、学校に連絡すること。自宅学習の内容等について、学校から指示をします。

3 児童・生徒が登校中に**暴風警報**、**いずれかの危険警報**・**特別警報**が発表された場合について

校内災害対策本部において、速やかな状況判断の上、在校する児童・生徒の安全策を講じます。その際には、緊急連絡先に連絡がつながるよう御協力願います。

○「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」、「警戒レベル5相当」の情報は「特別警報」として発表されます。

○河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります(変更例:洪水警報⇒氾濫危険警報など)。

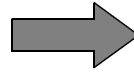
午前7時

「京都市」に

「暴風警報」又は

「危険警報（氾濫・大雨・土砂災害）」

「特別警報」発表



自宅待機

※居住地に発表されたときも、
自宅待機して、避難を優先する行動をしてください。